

○美祢市火葬場の設置及び管理に関する条例施行規則

平成20年3月21日

規則第117号

(趣旨)

第1条 この規則は、美祢市火葬場の設置及び管理に関する条例（平成20年美祢市条例第142号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(休業日)

第2条 条例第3条第2号の市長が定める日は、次のとおりとする。

- (1) 美祢市斎場（「ゆうすげ苑」） 毎月第2及び第4の友引に当たる日
- (2) 美祢市船窪山斎場 毎月第1及び第3の友引に当たる日

(使用許可の申請)

第3条 条例第4条第1項の規定により火葬施設の使用許可を受けようとする者は、斎場使用許可申請書（別記様式第1号。以下「火葬施設使用申請書」という。）又は斎場動物火葬施設使用許可申請書（別記様式第2号。以下「動物火葬施設使用申請書」という。）（以下これらを「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。この場合において、死体（妊娠週数12週以上の死胎を含む。）の火葬については、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第8条の死体・死胎埋火葬許可証を提示しなければならない。

(使用の許可)

第4条 市長は、前条の申請書の提出があった場合において、使用を許可すべきものと認めるときは、当該申請書を提出した者に対して斎場使用許可書（別記様式第3号）又は斎場動物火葬施設使用許可書（別記様式第4号）（以下これらを「使用許可書」という。）を交付するものとする。

(使用料の減免)

第5条 条例第8条の規定により使用料の減免をする場合は、次の各号の区分に従い、当該各号に定める額を減額し、又は免除するものとする。

- (1) 行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）の適用を受ける死亡人で引受人のない場合 全額
- (2) 市内に住居を有する者で生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活扶助を受けている場合 全額
- (3) 死亡者が福祉施設等への入所により市外に居住していた場合（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2、介護保険法（平成9年法律第123号）第13条又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条に規定する者） 条例別表の市内住民の欄に定める額

(4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認める場合 全額又は使用料に2分の1を乗じて得た額

(使用料の減免又は還付の申請)

第6条 条例第8条又は条例第9条の規定により、使用料の減免又は還付を受けようとする者は、斎場使用料減免・還付申請書（別記様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(利用料金の減免又は還付の申請)

第7条 条例第13条第4項又は第5項の規定により、利用料金の減免又は還付を受けようとする者は、斎場利用料金減免・還付申請書（別記様式第6号）を指定管理者に提出しなければならない。

(人体火葬の執行等)

第8条 火葬は、申込みの順序に従い、これを行う。ただし、法律又は命令により火葬を要するものは、この限りでない。

2 使用者は、斎場火葬施設を使用するときは第4条の使用許可書を提出しなければならない。

3 使用者は、市長が指定した日時に収骨し、遺骨を引き取らなければならない。

4 火葬執行後30日を経過するも遺骨の受取人のないときは、市長において適宜処理するものとする。

5 火葬炉は、使用者又はその関係者の立会いがなければ、これを開扉し、又は遺骨を拾取してはならない。ただし、前項により指示した日時を経過したときは、この限りでない。

6 火葬炉の故障その他特別の理由により指定日時に収骨できない場合においても、使用者は異議を申し出ることとはできないものとする。

(読替規定)

第9条 条例第10条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第3条、第4条及び前条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えて、これらの規定を適用する。

(その他)

第10条 この規則に定めのあるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年3月21日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の美祢市火葬場の設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年美祢市規則第3号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成24年規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年規則第40号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条中美祢市福祉事務所長事務委任規則第2条第5号の改正規定（「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める部分に限る。）、第5条の規定、第6条中美祢市障害福祉サービス等の措置に要する費用徴収規則第3条第1号の改正規定（「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める部分に限る。）、第7条中美祢市火葬場の設置及び管理に関する条例施行規則第4条第3号の改正規定、第8条の規定及び第9条の規定は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和元年規則第4号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年規則第17号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

別記様式第1号(第3条関係)

斎場使用許可申請書

No.

申請者	住所				
	氏名				
理由	亡氏名	市内	死亡者 の年齢	満	歳
 を火葬に付するため	市外	申請者 の続柄		
使用施設	1 美祢市斎場(ゆうすげ苑) 2 美祢市船窪山斎場				
指定期日	年 月 日 時 分				
使用料		円	領収 確認印		
上記により斎場を使用したいので料金を添えて申請します。 年 月 日 美祢市長 様					

別記様式第2号(第3条関係)

斎場動物火葬施設使用許可申請書

年 月 日

美祢市長 様

申請者 住所
氏名
(電話)

下記のとおり、美祢市斎場動物火葬施設の使用を申請します。

使用施設	火葬形態及び使用日時	収骨	使用料
動物火葬施設	<input type="checkbox"/> 集合火葬 <input type="checkbox"/> 個別火葬 年 月 日 時 分から	<input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない	円
火葬する動物	<input type="checkbox"/> 犬 <input type="checkbox"/> 猫 <input type="checkbox"/> その他()	居住区分	
	数量()体 体重()kg	<input type="checkbox"/> 市内	
	死亡年月日 年 月 日	<input type="checkbox"/> 市外	
備 考			

記載上の注意

1 欄については、該当箇所にレ印を記入してください。

別記様式第3号(第4条関係)

斎場使用許可書

No.

申請者	住所			
	氏名	様		
理由	亡氏名	市内	死亡者 の年齢	満歳
	----- を火葬に付するため	市外	申請者 の続柄	
使用施設	1 美祢市斎場(ゆうすげ苑) 2 美祢市船窪山斎場			
指日	年	月	日	時 分
使用料		円	領収 確認印	
上記、斎場の使用を許可する。 年 月 日 美祢市長 印				

別記様式第4号(第4条関係)

斎場動物火葬施設使用許可書

住所
氏名 様

使用施設	火葬形態及び使用日時	収骨	使用料
動物火葬施設	<input type="checkbox"/> 集合火葬 <input type="checkbox"/> 個別火葬 年 月 日 時 分から	<input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない	円
火葬する動物	<input type="checkbox"/> 犬 <input type="checkbox"/> 猫 <input type="checkbox"/> その他()	居住区分	
	数量()体 体重()kg	<input type="checkbox"/> 市内	
	死亡年月日 年 月 日	<input type="checkbox"/> 市外	
備考			

上記のとおり動物火葬施設の使用を許可します。

年 月 日

美祿市長



別記様式第5号(第6条関係)

斎場使用料減免・還付申請書

年 月 日

美祢市長 様

申請者 住所
氏名

美祢市火葬場の設置及び管理に関する条例(第8条・第9条)の規定に基づき、斎場使用料の(減免・還付)を受けたいので、関係書類を添えて、申請します。

許 可 年 月 日	年 月 日	
許 可 書 番 号	第 号	
使 用 料 の 額	円	
減 免 ・ 還 付 申 請 額	減額 円	免除
	還付 円	
申 請 の 理 由		

記載上の注意

- 1 事由を証明する書類を添付してください。
- 2 太線内は記入しないでください。

決 定 区 分	美祢市火葬場の設置及び管理に関する条例施行規則第5条 第 号により		
	<input type="checkbox"/> 減免する	<input type="checkbox"/> 減免しない	
	<input type="checkbox"/> 還付する	<input type="checkbox"/> 還付しない	
規定使用料 円	減免・還付額 円	差引納付額	円

受付	年 月 日
決定	年 月 日
還付	年 月 日

別記様式第6号(第7条関係)

斎場利用料金減免・還付申請書

年 月 日

指定管理者 様

申請者 住所
氏名

美祿市火葬場の設置及び管理に関する条例第13条(第4項・第5項)の規定に基づき、斎場利用料金の(減免・還付)を受けたいので、関係書類を添えて、申請します。

許 可 年 月 日	年 月 日	
許 可 書 番 号	第 号	
利 用 料 金 の 額	円	
減 免 ・ 還 付 申 請 額	減額 円	免除
	還付	円
申 請 の 理 由		

記載上の注意

- 1 事由を証明する書類を添付してください。
- 2 太線内は記入しないでください。

決 定 区 分	上記の申請理由により		
	<input type="checkbox"/> 減免する <input type="checkbox"/> 還付する	<input type="checkbox"/> 減免しない <input type="checkbox"/> 還付しない	
規定利用料金 円	減免・還付額 円	差引納付額 円	

受付	年 月 日
決定	年 月 日
還付	年 月 日